

9 月定例会 一般質問

発言No. 1

受付No. 19

令和 8 年 8 月 20 日

13 時 40 分 受付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 8番 氏名 森谷公昭

答弁を求める者 ☐市長 ☐教育長

(○をつける)

発言項目及び要旨

1. 浜田市の諸課題について

- ① 浜田消防は、「出雲大火」や「昨年11月の大分県佐賀関大火」のような大災害に対応すべき体制、特に複数の消防本部がシームレスに連携する広域的な応援体制は、現在どのようになっているのか質問します。

質問の前提情報

島根県では現在、人口減少や消防の人員不足、そして老朽化するシステムの更新費用といった課題に対応するため、県内すべての消防本部が連携して「消防指令業務の共同運用(共同化)」を行う方向で検討が始まっています。

具体的に予定されている動きや検討内容は以下の通りです。

1. 県と全 9 消防本部による「共同運用の検討・協議」の開始

- 知事の表明と全本部の合意: 丸山知事が今年 6 月の県議会にて「共同運用の検討を始める」と明言しました。県が働きかけた結果、県内すべての消防本部(全 9 本部)の管理者から検討に参加する合意が得られており、これから本格的な議論が進められます。
- 県の役割: 消防は本来市町村の責任で行う業務ですが、県は地域消防力の維持・充実のために**「調整役」**として一体となって議論をリードしていく予定です。各消防本部で規模や人員、置かれている状況が異なるため、丁寧な調整が予定されています。

2. 共同運用(共同化)で目指していること・期待される効果

- 「共同指令センター」への集約:現在は各消防本部が個別に持っている通信指令センターを1つに統合します。
- 莫大なシステム更新・維持コストの削減:高機能消防指令システムは10～15年ごとに数億～十数億円の更新費用がかかります。個別に整備し続けると県全体で約45億円(1本部5億円試算の場合)に膨らむ費用が、共同化によって約30億円程度まで削減でき、各自治体で割り勘にできると試算されています。
- 深刻な人手不足への対応(現場人員へのシフト):24時間365日の指令業務を共同化して効率化することで、余剰となった通信指令員を現場の「救急隊や救助隊」へ再配置することができます。
- 広域的な連携の強化:今年6月に出雲市で発生した大規模火災などを教訓に、管轄を越えたシームレスな応援体制や、迅速な災害情報の共有、119番通報の繋がりのやすさの向上を図ります。

3. 地理が不案内なことによる現場到着の遅れへの対策

「共同化すると、地元の地理に詳しくない指令員が対応することになり、到着が遅れるのではないか」という懸念に対しては、先行地域の実績を踏まえ、以下のような対策(ハード・ソフト両面)の導入が議論されています:

- 高度な位置情報通知システムや、Google Map等の外部地図を連動させたシステムの導入。
- 特殊な地名や注意すべき場所に関する講習会の実施。
- 場所の特定が難しい場合、速やかに現場を管轄する消防本部に支援を要請できる仕組みの構築。

先行事例における効果・実績の比較表

比較項目	三重県(三重消防 指令センター)	山梨県(山梨国中地 域消防指令センタ ー)	全国の平均・実績
管轄人口	約 50 万人	約 63 万人	(全国 74 地域・323 本部で導 入済)
システム整備費 (個別の場合)	47 億円	29 億円	比較可能な 26 地域を対象とし た試算
システム整備費 (共同化後)	27 億円	10 億 1,000 万円 -	
コスト削減効果	約 20 億円の削減 (削減率:約 40%)	約 19 億円の削減 (削減率:約 50%)	平均で 39.1% の整備費用削 減
通信指令員(共 同化前)	46 人	62 名	(各本部の合計人数)
通信指令員(共 同化後)	24 人	33 名	指令業務の要員が従来の「3 分 の 1」までスリム化した例もあり
現場(救急・救助 隊等)への再配 置人数	22 人を他部門へ 再配置	29 人を他部門へ再 配置	浮いた人員を現場要員の充実に 振り向け

💡 コストと人員以外に報告されているメリット

財政負担の軽減や人手不足解消だけでなく、先行地域からは以下のような運用上のメリ
ットも報告されています：

1. 災害対応力の強化：指令センターの共同化により、管轄をまたぐ災害情報の一元化と迅速な共有が可能になり、広域的な連携が強まりました。
2. 119 番の繋がりのやすさ向上：通報を受信する機器や回線数が増強され、災害時でも通報が繋がりがやすくなりました。
3. 管轄境界での通報転送トラブルの解消：携帯電話からの 119 番通報は、市町村の境界付近だと隣接する消防本部につながってしまうことがあり、これまでは「掛け直し・転送」の手間が発生していました。共同化により、転送なしでスムーズに正しい担当に繋がるようになりました。

②

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する決定手続及び判断根拠、基本計画案について伺います。まず、スポーツ施設の改廃等については、方針決定の権限は合議体としての教育委員会にあると法律に定められています。それにもかかわらず、浜田市では、なぜ市長が機能転用の方針を決定しているのですか。市長が方針決定できるとする根拠法令を伺います。

本資料の趣旨

本資料は、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用について、方針決定の手続、その判断根拠となった委託調査、成果品の検査と履行遅延、議会への説明、その後作成された基本計画案及び市民から提出された試算を一体として確認するために作成したものです。

A 機能転用方針の決定と教育委員会

令和 6 年 7 月、浜田市はサン・ビレッジ浜田アイススケート場を人工芝等へ機能転用する方針を決定したとしています。しかし、サン・ビレッジ浜田はスポーツ施設であり、その用途変更について、教育委員会の正式な議決を経たのは令和 7 年秋です。

市長が方針を決定したのであれば、どの法令及び手続に基づいて決定したのかを説明できないならば、越権行為の可能性あります。

B 三菱 UFJ への委託業務と仕様書の未履行

浜田市は、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングに、アイススケート場の今後のあり方に関する調査・分析業務を委託しました。業務仕様書には、県内及び周辺自治体におけるアイススケート場に対する需要調査や、照明設備の更新を含めたシミュレーションの作成が定められていました。

しかし、これらの業務は履行されていません。前スポーツ振興課長は、コンサルタントと合意して除外した旨を説明していますが、仕様書に定めた業務を除外するのであれば、契約内容の変更として一部を中止する場合、変更契約書を作成することが浜田市契約規則第 38 条に定められています。変更契約書を作成していない理由が不明です。

C 成果品の検査、提出期限及び履行遅延

浜田市契約規則及び財務規則では、契約の履行に関する検査は、指名を受けた検査員が行うこととされています。しかし、この業務については、検査員の指名記録も検査調書も存在しないとされています。誰が、どの権限に基づき成果品を検査し、合格と判断したのかが明らかではありません。

また、浜田市監査委員は、成果品の提出期限を令和 5 年 11 月 30 日と認定し、成果品が提出された同年 12 月 15 日までの 15 日間を履行遅延と判断しています。監査委員は遅延損害金を請求するよう勧告しましたが、勧告した措置期限を過ぎても請求は行われていません。

D 議会への説明と異なる基本計画案

市は、三菱 UFJ の報告書を基に、主にサッカーなどのスポーツ利用によって年間 3 万 6,600 人の利用を見込むと議会に説明し、『議会の理解を得ながら進めてきた』としています。

しかし、令和 8 年 3 月にエブリプランから提出された基本計画案では、スポーツ利用は年間 2,000 人にとどまり、遊戯利用 3 万 4,000 人が利用者想定を中心となっています。施設の主な用途と利用者の構成は、議会に説明した内容から大きく変わっています。

E 遊戯利用者数及び利用料金収入の妥当性

エブリプランの試算では、遊戯利用者を年間 3 万 4,000 人とし、1,343 万円の利用料金収入を見込んでいます。週 1 日の休館日があるとすれば、開館日には毎日 100 人を超える利用が必要になります。

浜田市には、この試算と同規模で、同程度の利用料金収入を得ている屋内運動施設はありません。ふれあいジムかなぎの体育館は令和 6 年度に約 47000 人利用がありましたが、利用料金収入は 470 万円程度です。遊戯利用として、対象年齢、対象人口、利用頻度、市内・市外利用者の内訳など、3 万 4,000 人を導いた需要調査と算定根拠を明らかにし、信頼性、実現可能性を判断する必要があります。

F 年間支出及び電気料金の妥当性

エブリプランの試算では、サッカー場及びフットサル場を含む年間の光熱水費を約 700 万円と見込んでいます。しかし、機能転用後の施設では、屋内照明、事務所等の既存設備に加え、スポットクーラー 30 台の導入が予定されています。

サン・ビレッジ浜田は高圧受電の施設であり、電気料金には従量料金だけでなく、最大需要電力に応じた基本料金があります。予定する機器を同時に稼働させた場合、基本料金だけでも毎月 40 万円から 50 万円程度になり、年間 500 万円を超える増加分が支出試算に反映されているのか疑問があります。利用者数だけでなく、年間支出と 25 年間のライフサイクルコストについても再検証が必要です。

G 市民の試算と比較検証の必要性

令和 6 年 2 月、市民から教育委員会に、スケート場として存続する場合が最も収支を改善し、費用対効果も高いとする試算が提出されています。これは、スケート・カーリング団体から議会に提出され、採択された請願に添付されていた試算と同じものです。

市民らは、担当課から提供を受けた多数の資料を基にシミュレーションを作成しました。しかし、教育部長は、利害関係者が作成したものであり、三菱 UFJ の試算の方が妥当性が高いとして、市民の試算を検証していないと議会で答弁しています。

一方、エブリプランの基本計画案では、三菱 UFJ の試算に比べて年間支出やライフサイクルコストが大幅に増加し、結果として市民の試算に近い数値となっています。利用内容や 25 年間の市負担も議会に説明された内容から大きく変わり、三菱 UFJ の報告書を基礎とした機能転用の判断根拠は崩れています。

三浦市長は当時、市議会議員として、『三菱 UFJ の報告書を基に機能転用することには無理がある』との考えを市民に伝えています。市民の試算について、妥当な部分と妥当でない部分を市が検証し、市民と議論することが、協働のまちづくりに必要ではないでしょうか。

③

浜田市が市民の行為を不当要求行為と認定し、警告した手続の適正性と、その後の市の対応について伺います。まず、市は、いつ、誰に対して、どのような発言によって強要が行われ、職員がどのように応答したのかを記録した公文書が存在しないとしています。具体的な言動の記録がないまま、何を根拠として強要に当たると認定したのか考えを伺います。

本資料の趣旨

本資料は、市民の行為を不当要求行為と認定して警告した手続について、対象となった具体的言動の記録、認定に用いた『強要』の解釈、その解釈を決定した手続及び認定後の市長の対応を一体として確認するために作成したものです。

A 具体的言動の記録がない認定と警告

浜田市は、市民の行為を不当要求行為と認定し、警告しています。しかし、いつ、誰に対して、どのような発言をし、職員がどのように応答したのかを記録した公文書は存在しないとされています。対応の回数や時間だけでは、発言が『強要』に該当するかを客観的に検証することはできません。

B 江角副市長が示した『強要』の解釈

江角副市長は、令和 8 年 6 月議会の総務委員会における請願審査で、浜田市不当要求行為等防止対策要綱にいう『強要』には、『業務の円滑な執行を妨げる行為も含まれる』と答弁しています。しかし、同要綱には、そのような定義は記載されていません。法令等に基づく解釈なのか、市独自の解釈なのか、また、誰がどのような手続で決定したのかを明らかにする必要があります。

C 対象となった市民の訴えと市長の対応

対象となった市民は、三浦市長に対し何度も、強要に当たる言動を行った事実はないとして、具体的な事実の確認や説明を、市長直行便、市長への請願、市長副市長との面談、内容証明郵便等によって求めています。しかし、市は対象となった具体的発言や職員の応答を示さず、強要にあたる言動を具体的に説明していません。認定の対象事実を示せない場合には、認定及び警告の撤回並びに対象市民への謝罪を検討する必要があります。そうでなければ、深刻な人権侵害に当たる可能性があるからです。

④ 浜田市への回帰と求める人材像、教育のあり方について

近年、本市において「浜田に帰ってきてほしい」「若者が帰りたくなるような街づくりを目指す」という方針が繰り返し漠然と語られていますが、具体的にどのような人材を育て、どのように活性化させたいのかというビジョン(求める人材像)が曖昧であると感じております。教育現場や行政が本来目指すべきことは、単に「帰ってきたくなる街」という受動的な願望を抱くことではなく、子供たちに幼少期から多様な選択肢を提供し、自律的に人生を選択できる力、すなわち「自分で人生を選択できる環境(多様な世界に触れられる機会)」を整備してあげることこそが地方自治体の教育ビジョンであるべきと考えますが、市長および教育長の見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・浜田市への回帰スローガンの曖昧性の排除:ターゲットとする人材像や活性化の具体策(ビジョン)が行政側で定義されていない課題。
- ・地方教育・自治体の真の役割定義:単に子供を地域に囲い込むのではなく、子供の時に多様な価値観、世界の広さ、様々なキャリアの選択肢に触れさせ、自発的に人生の選択肢(その中に浜田市への回帰も含む)を選び取れる主体性を育む教育環境の必要性。

⑤ 人口減少問題に対する認識と、これまでの経験(宝物)の活用について

多くの場面において「人口減少が本市の最大の課題である」と言われていますが、人口減少そのものが地域社会や行政サービスに、具体的にどのような決定的な機能不全をもたらすと認識されているのか、本質的な問題点をまず伺います。また、本市はこれまで広域合併など数々の大きな課題や歴史的転換期を、職員と市民が一丸となって乗り越えてきました。そこで得られた「経験則や知恵、行政としての強み(眠っている宝物)」があるはずですが、これを今後の人口減少時代を生き抜くための組織知(共有の財産)としてどのように整理し、具体的に活用していこうとされているのか伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・人口減少問題の解像度向上:スローガンの危機感ではなく、本市における真のボトルネック(財政、インフラ維持、コミュニティ維持等)の定義。
- ・合併等の歴史的危機を乗り越えた「経験則(眠っている宝物)」の棚卸しと活用:職員の暗黙知として埋没させず、新たな広域行政や事務効率化へのアセットとして活用する組織的共有化。

⑥ 市職員の仕事の可視化と「業務日報」の導入について

地方公務員の働き方改革や適正な人員配置を進めるにあたり、まずは職員の皆さんが「日々どの業務にどれだけの時間を費やしているか」を客観的・定量的に把握することが全ての事務事業評価の出発点であると考えます。現在、多くの民間企業や先進的自治体では、業務の可視化と人員の最適配置のために「タイムトラッキング(日報の導入)」がスタンダードとなっています。本市において、各職員の業務内容を可視化するためのシステムや「業務日報」の導入について検討、あるいは実施されているのか。個人の主観や気分の忙しさではなく、定量データに基づき過密部署の支援や人員の再配置を行うべきと考えますが、見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・市職員のタイムトラッキング管理: 打刻による在庁時間(残業時間)の管理にとどまり、「どの事務作業に何時間使ったか」がブラックボックスである実態の指摘。
- ・主観の排除と適正配置: 感覚的な「忙しい」に流されず、業務日報やタスク可視化ツールを導入することで、事務ごとの人的コストを算出し、適正な人員配置や不要事務の削減をデータに基づいて行う。

⑦ 市役所内の電話対応における常時録音体制の整備について

住民と窓口職員との円滑な意思疎通、対応品質の向上、さらには不当なクレームや言いがかりから職員の精神的健康を守る安全対策として、市役所における外線・内線の全電話において、通話開始時に「品質向上のため、この通話は録音されています」といったアナウンスを流した上で、常時録音を行う体制を整備すべきと考えますが、導入に向けた市の検討状況を伺います。あわせて、市民・住民が市職員との公務上のやり取りを自身の自衛・記録のために録音する行為について、市側が「庁舎管理規則」などを根拠にこれを一律に禁止・制限することが、住民の正当な権利行使を妨げることにならないか、その法的整合性と適法性に対する認識を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・全庁電話対応の常時録音導入：悪質クレーマー対策、言った言わないのトラブル回避、および職員の対応マナー・品質の標準化を図るための事前アナウンス付き常時録音システムの整備。
- ・住民による録音権の擁護：市が「窓口での相談録音が公共の福祉や庁舎管理に反する」として一方的に禁止するルールの妥当性の追及。公務執行の透明性確保の観点から、他自治体の最新判例や法的適法性を整理する要求。

⑧ 平成 30 年金城中学校スキー事故の現状・処分と、当時の対応記録について

平成 30 年 1 月 17 日に発生した金城中学校のスキー事故に関し、事故発生からすでに多大な年月が経過しているにもかかわらず、いまだ被害生徒および保護者に対する誠実かつ決定的な解決、責任の明確化、そして関係者の処分が公表されていない現状について、現在の交渉状況と当時の処分実績を明確にお答えください。また、令和元年 6 月 27 日、島根県教育庁学校企画課が本市を来訪した際、市側から当時の部長や課長らが同席した面談が行われ、翌日の委員会で記録確認や発言を求めましたが、この一連の対応プロセスの不自然さについて市はどのように総括しているのか。さらに、議会において「スキー事故の進展・処分」を求める陳情(陳情第 73 号、103 号、113 号、156 号、177 号、223 号等)が多数提出され、全会一致で採択され続けている事実を、教育委員会および執行部はどのように重く受け止め、対応責任を果たそうとされているのか見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・金城中学校スキー事故(H30.1.17 発生)の全容と現在:事故の被害生徒の保護者は、長期にわたり解決に至っていない実態の究明。

- ・関係者の処分・責任の所在:本件にまつわる過失認定、市・教育委員会の誰がどのような処分を受けたのか、あるいは責任逃れを図っているのかの指摘。

- ・繰り返される陳情採択と不誠実な対応:議会において、スキー事故の再発防止・責任追及・第三者委員会設置・解決を求める複数の陳情が賛成全員(全会一致)で可決・採択されているにもかかわらず、具体的進展を引き延ばしている教育委員会・執行部の態度追及。

- ・R1.6.27 県教委来訪時の面談記録:島根県教育庁と市教委の会議履歴をめぐる対応の不自然さ、及び翌日の総務委員会での追及に対する市側の説明責任。

⑨予算配分における産業と福祉の割合、およびそのコンセプトについて

本市の全体予算における、産業振興(商工費・農林水産業費等)と社会福祉(民生費等)の予算配分割合について、人口規模や産業構造が極めて類似している他都市(類似都市)と比較して、本市にはどのような顕著な特徴が見られるのかを伺います。また、本市の将来に向けた持続可能性を担保するため、民生費等の福祉サービスへの支出と、将来の税収を自ら生み出すための「産業投資(経済活性化)」への支出は、どのような「財政ビジョン・コンセプト」に基づいて、戦略的に予算配分がなされているのか、その結果もたらされた定量的・定性的な成果とあわせて伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・予算配分のコンセプト不足:類似都市の平均データ等と浜田市の予算データを比較した際、「産業」と「福祉」のバランスにどのようなズレが生じているかの指摘。
- ・ただ配る福祉から、稼ぐ力を育む産業投資へのシフト:場当たりの予算配分ではなく、財政を支える税収を生む産業への投資の成果(PDCA)を科学的なデータと一貫したコンセプトで語ることを求める。

⑩市の改善の余地のある慣例について委託事業(草刈り)や(名刺箱)の見直しについて

本市の行政組織における事務効率化および民間企業の育成・活用という観点から、2点の見直しを提案します。第1に、市役所内で「名刺場・名刺箱」などを、わざわざ多大な職員の手間やコストをかけて内製・作成して配布していると聞き及びますが、このような市販品で安価に調達可能な一般消耗品に類するものを、組織全体でわざわざ用意・配布する行政上の意義やコストパフォーマンスについて見解を伺います。第2に、公共エリアや道路等の草刈り委託事業について、現在の委託種類や民間業者への発注割合、およびボランティアや地域組織の活用状況を伺います。民間に適切かつ機動的に委託することで、民間業者が本来業務に専念・経済活動を活性化できるようにすべきと考えますが、市の見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・名刺箱の内製問題：公務員が本来専念すべきコア業務から外れた、些末な名刺箱の作成などに貴重な勤務時間が浪費されている事務管理の非効率性の指摘。
- ・草刈り事業の発注構造改革：草刈り業務の民間委託を細分化し、地域ボランティアやシルバー人材を活用できる部分と、高度な民間業者へ発注すべき部分を整理。民間企業が単純な補助的作業ではなく、本来の高付加価値業務に専念できる受注環境の確保。

⑪情報公開請求をめぐる裁判対応と、議会データ権利移管の問題について

情報公開請求における本市の極めて閉鎖的な行政姿勢について厳しく問います。市民からの個人情報を含む開示請求に対し、当初は「存在すら明かさない(存否応答拒否・非開示)」として拒絶したにもかかわらず、市民から裁判を起こされた途端に、突如として8～9割を開示(黒塗りを剥がして公開)するという対応をとった事案があります。裁判を起こされないと誠実に対応しない、あるいは訴訟逃れのために場当たりの開示するという矛盾した対応の理由を伺います。また、かつて議会の配信データを市民がYouTube等にアップロードした際、市が「著作権侵害」として告訴・告発(国訴)を行いましたが、本来公共物であり著作権の及ばないものを対象にしたため告訴を取り下げた経緯があります。その後、動画配信などのデータ管理の権利が「市長公室」から「議会事務局」に移管された結果、二元代表制を隠れ蓑にした『執行部への質問や市民発信を不当に狭める壁』となっているのではないか、市としての総括を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・不誠実な情報公開対応：市民による開示請求を拒否しておきながら、裁判(提訴)に至るや大量開示に転じる、司法判断を避けるためだけの矛盾した対応の実態追及。
- ・YouTube 告訴事件の総括：公共物に存在しない著作権を主張して市民を告訴(国訴・告訴の表記ゆれ、音声上は「国訴」)し、敗色濃厚となり告訴を取り下げた不適切な法的認識の猛省を促す。
- ・議会データの権利移管による制限：データ管理権利を市長公室(執行部)から議会事務局へ移すことで、議員や市民による議会動画の引用・発信・追及が「二元代表制のルール」として不当に制限され、行政の透明性を後退させている問題の指摘。

⑫個人情報開示請求時における市民への配慮ある対応について

個人情報開示請求を行う市民への窓口対応において、非常に配慮を欠く運用が行われている事例を指摘します。窓口にて、複雑な開示請求書等の書類を市民に全て苦勞して記入・作成させた後、最後の段階になってから突如として「身分証明書を見せてください。お持ちでないなら手続きは受け付けられません」と告げる対応が見られます。手続きの前提条件として身分証明が必要であるならば、なぜ請求書を書かせる「最初の一步」の段階で、市民に対して「身分証はお持ちですか？」と一言案内する配慮ができないのか、窓口業務における親切心や職員マナーの標準化に対する認識を伺います。また、全庁的にこのような市民目線を欠いた申請手続きの点検・是正を求める考えがあるか伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・窓口対応における市民目線の欠如：請求書作成プロセスの最後に受付不可を突きつける不親切なフローの実態指摘。
- ・「お声がけフロー」の標準化：手続きを開始する一番最初の時点で「身分証明書が必要になりますが、本日お持ちでしょうか？」と一言尋ねるだけのシンプルなマニュアル化・接遇マナー改善の要求。

⑬特別職の産休(参休)制度の基準、および市民の苦情受付窓口について

近年、公職・特別職における働き方の多様化や子育て世代の進出が進む中、本市の特別職(市長、副市長、教育長等)における「産前産後休暇(産休)」の取得可能性や、もし取得する場合に職務や給与、職務代理者の設定などがどのように扱われるのか、具体的な明文化された「基準・ルール」が整備されているのか伺います。また、行政サービスをめぐり市民から市役所へ不服や苦情が申し立てられた際、現在は各主管課が自己弁護的な回答をして幕引きを図る「お役所仕事」になりがちですが、これらを中立・客観的に受け止め、改善を勧告できるような、独立性の高い「市民苦情受付窓口(苦情処理オンブズマン制度)」を本市に創設すべきと考えますが、見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・特別職の産休ルール整備:特別職が育児や参休(産休)を取得する際の基準・給与取り扱い等のルール明文化の必要性(不信感を防ぐための公的取り決め)。
- ・第三者的な市民苦情・不服受付体制の創設:各課が自分の過失を隠す自己完結的苦情処理を排し、第三者機関が市民の苦情を客観的に評価して執行部へ改善を勧告するオンブズマン等の仕組みづくり。

2. 6月定例会議での一般質問の続きについて

①

「道の駅ゆうひパーク浜田」の次期運営事業者選定における不備と白紙撤回の是非について改めて国土交通省分と浜田市分のCBAについて伺います。

以下、参考資料

■ 6月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

令和7年からの次期運営事業者の選定において、期限の変更が3回も行われ現在6月30日が期限となっています。これが問題ないようでしたら、2番目の交渉権を持つ方の順番はいつ回ってくるのでしょうか？この間の第一ビルからの変更提案は何があったのか知りませんし、事業計画書の分析表「SWOT」は、整合性がありません、また売上、経費の明細もなく、これ以上の数字の明細発表は秘密だということですが家賃は不動産業界では公表しなければ違反になるほどの開示の必要性のある数字です。第一ビルが指定管理をしている「おさかな市場」では、浜田市はテナントへの賃貸金額の上限を公表しています。優先交渉権者(第一ビルサービス)の「はまだお魚市場」での実績評価(テナント撤退やビール工場未稼働などの課題)の妥当性や、提案された「独自の仕入れルート」の実効性について、審査段階でどのような検討が行われたのかも見えてきません。このような会社を優先交渉権者に選定した市の責任は重いのではないのでしょうか？基本協定を延長による延長を重ね、そのたびに先が見えたような説明を重ねていたのではないのでしょうか？これでは優先順位を決めた意味がないのではないのでしょうか？いつ優先順位2位の事業者に交渉権が移るのでしょうか？この現状を踏まえ、基本協定書第8条(解除条項)を発動し、事業を白紙撤回し、優先順位2位の会社と交渉をすべきではないかと思います。又は、白紙に戻しゼロベースで再公募すべきではないのでしょうか？

②

回覧板のデジタル化と町内会運営における役割分担・新人育成について、あれから 3 か月過ぎたが評判はどうか伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

少子高齢化と人口減少が進む地域コミュニティの核である町内会の負担軽減に向け、紙の回覧板の手渡しによる住民の負担や情報伝達のタイムラグを解消するため、広く普及している「LINE」等を用いたデジタル配信へ移行すべきと考える。また、従来の慣例に縛られない持続可能な町内会運営のため、事務局(実務)をあえて市職員の新人に任せ、司会進行のみを地元の住民が担当する体制を提案する。新人が地域活動の末端(現場の実務)を深く理解することができ、且つ、担い手不足の解消につながると考える。市長の考えを伺う。

③

同和問題や高齢者等にかかる様々な差別問題、(介護の性サービス、同和の過剰な広報活動)について伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

高齢者の尊厳に関わる多様な福祉ニーズ、特に精神的なメンタルケアや性的な問題を含むデリケートな支援のあり方について、行政として今どのような基本認識を持ち、相談体制やケアの現場へ反映させているのか、市としての姿勢を伺う。(※介護福祉現場における、高齢者の本能的な 3 大欲求への対応。特にデリケートな性的欲求へのケアや、職員へのハラスメントへの対応について議論)

④

分別資源ゴミにおけるリサイクルの最終プロセスの把握と市民への情報公開について、廃プラ、きれいなプラを緑の袋に入れるのは違反になるのか、考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

循環型社会の構築に向け、市民が日々熱心に分別に協力している資源ゴミのリサイクルについて、分別された資源が最終的にどこへ運ばれ、どのような処理を経て製品化・再利用されているのか、そのプロセスと結果(最終行方)を把握しているのでしょうか？「モノ」に戻すリサイクルでは大赤字(100 対 200 以上)でも、「燃料(エネルギー)」として使えば、廃プラは最高の優等生になる。このコストと熱量の真実を踏まえ、市民はどうすべきか？無理をしてすべてのプラスチックを綺麗に洗って水色の袋に入れる必要はない。「汚れているもの」「洗うのが面倒なもの」「ラベル剥がしが面倒なもの」は、迷わずペシャンコに潰して緑色の袋(燃やせるゴミ)へ入れる。以上が、手間と水道代を省き、浜田市のゴミ処理コストを下げることになると思いますが、市長の考えを伺う。

⑤

ふるさと納税(寄附)における返礼品基準の再検討とクオリティの底上げ戦略について、あれから 3 か月たつが、検討された内容、結論を伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

本市の自主財源の要であり、近隣自治体との競争が激化しているふるさと納税について、現在の返礼品の基準や地場産品としての境界線について、もう一段踏み込んだ厳格な再検討を重ねるべきではないか。寄附者から選ばれ続ける自治体となるために、提供する商品やサービスのクオリティ・内容を徹底的に底上げし、本市の魅力を最大限にアピールするための今後の具体的な戦略と見直しの方向性を伺う。(※例えば、地元の人が手掛けるコンサルティング業務や、浜田の魅力を紹介する書籍、電子書籍などの『無形資産・サービス』を返礼品に加える独創的アプローチの提案)

⑥

LINE 等の画像・位置情報を活用したインフラ不具合通報システムの導入について、検討するということでしたが、進捗状況を伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

地域の安全・安心を確保するため、消防水利の不具合、道路の陥没、市内の交差点等で消えかかっている危険な横断歩道の白線や停止線といった現場のインフラ問題を、市民がスマートフォンを使って現場の写真と位置情報とともに直接 LINE 等で行政に通報できるシステムの導入を提案する。市民の目を活かして早期発見につなげ、迅速な引き直し要請を含めたスピード感ある対応を可能にすべきと考えるが見解を問う。

⑦

携帯電話の不感地帯解消と「自助」を最優先とする防災意識の啓発についてスターリンクをはじめとする様々な通信についてどのように検討されたか、考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

発災時における情報寸断を防ぎ、実効性のある防災体制を構築するため、山間部などに未だ存在する携帯電話の不感地帯(電波の届かない地域)の解消に向け、通信事業者への働きかけを含めた市の取組状況はどうなっているのでしょうか？

スターリンク Starlink というサービスがあります。衛星と携帯をつなぐサービスです。通話はできませんがショートメッセージ、LINE、位置情報、緊急速報、「今ここに」「無事だから安心して」「動けない救助を呼んでほしい」などがわかります。このサービスを広めることが安全・安心・救助・緊急のすべてに役に立つのではないのでしょうか？あわせて、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定支援や局地的な気象情報の充実に努めつつ、災害時に逃げる際には何よりも「自分自身の身の安全を守る(自助)」という基本姿勢を市民に徹底させることは有効ではないのでしょうか？市長の考えを伺う。

⑧

各種委員会メンバーの選考プロセスの公開と意思決定の透明化について、選考委員の選考過程の見えるかはどのようになっているのか伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会的一般質問の質問(発言通告書より)

行政の様々な政策を議論する「〇〇委員」といった各種委員会のメンバーについて、組織が決まってから議論の内容だけが公表される現状に対し、そもそもその委員を選ぶ基準や人選のプロセス自体が不透明であるとの指摘がある。委員を選ぶところから透明でないと「真の公平」は実現できない。市民の納得感と信頼を得るため、委員選考の過程や公募割合を広く公開し、公平・公正な意思決定プロセスを確保すべきと考えるが、市および教育委員会の見解を問う。

⑨

退職職員における各種手当等の適正化と 3 月退職時のボーナス切り捨て救済について割を食っている状況だが改善するためのハードルは何か伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

3 月末をもって定年等の退職を迎える職員の人事・労務管理上の処遇について正します。退職直前である 1 月・2 月・3 月分の業務対応や実績、それに伴う諸手当等の権利が、現行の仕組みにおいて切り捨てられるような不利益な現状がある。これは、職員のモチベーションや公平性の観点から大きな問題である。これらに対して制度の見直しを講じるべきと考えるが、人事担当トップとしての副市長の見解を問う。
(※退職後の 6 月に支給される期末・勤勉手当が、3 月退職職員には 1 円も支給されない仕組みの不公平さ、および退職直前の給料の端数未払い処理におけるダブルスタンダードの存在を指摘)

⑩

録音許可を可能とすることによるカスハラ対策について、職員、市民は録音許可がカスハラ防止になると言っており、部長の考えと違います。市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

厳しい要望や過剰な不満を寄せる市民(特定の指摘者等)に対し、職員が自身の勉強不足や当事者意識の欠如から感情的に反発し、結果として火に油を注ぎ市民が起こってしまう。「怒った市民が悪い」と責任転嫁するような接遇姿勢は改めるべきではないでしょうか？

5 年前には録音が禁止になりましたが、録音許可することで、市民はメモする必要がなくなり、正確に聞き返すことができ、発言も落ち着いた発言になり、いいことづくめではないでしょうか？また、職員についても「言った、言わない」を防ぐことができ、更に増々良いことだらけではないでしょうか？

島根県では、録音禁止はしていません。許可の確認をすると「どうぞどうぞ」という対応です。西部県民センターでも、企業局でも、総務課でも、教育委員会でも「録音問題なし」でした。録音禁止を録音許可に戻すことについて市の考えを伺う。

⑪

八重可部線バイパスの長期未完成問題および残土放置への対応について、業者の売り上げを安定させるため、ゆっくり工事をするという話も聞いたが実際はどうか、状況を伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

地域経済の活性化や安全な交通網の確保に不可欠かつ「死亡事故 2 件」でありながら、長期にわたって未完成のままとなっている「八重可部線(今市第二工区)バイパス」の現状について、工事の跡地や周辺に長期間放置されたままとなっている残土問題は、景観を損ねるだけでなく災害時の二次被害の危険性も懸念されるため、事業主体である島根県に対し、早期の完成と残土の適切な撤去・対応をどのように強く働きかけていただきたい。市としてどのような認識を持っているか伺う。

●

⑫

巨額公金投入施設(JF 関連・三桜跡地・TC 浜田跡・社協・スケート場等)の費用対効果と市長直行便選別開封等の市政透明化について CBA を踏まえての考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

透明性について JF(漁協)関連施設等への巨額な公金投入に伴う家賃免除等の優遇措置の実態・費用対効果の精査、ゆうひパーク浜田の第一ビルへの無償貸し付け、有償のまた貸し、そもそも市民に必要なだから取得したものは、行政財産で取得するのが決まりである。にもかかわらず、普通財産で取得したのなら比較検討以上の理由が必要ではないかと思いますが、どのような理由があるか納得のいく説明はない。

さらに、透明性に関して、市長宛ての「直行便」が事務方で不透明に選別・開封されている疑念や、市民の意見に対し弁護士等を使った過剰対応を行う現状は目を覆うばかりである。これらを改め、透明性のある対話を徹底すべきではないかと考えます。市長の考えを伺う。

⑬

人口減少の何が問題であるかの明確化について、できれば CBA を踏まえての市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

30 年前から比較すると、人口減少以外はすべて好転している。税収 70 億から 100 億、予算 350 億から 420 億、人口 7 万人から 5 万人、貯金 10 億から 60 億、借入 500 億から 400 億、人口は 3 割減、税収 4 割アップ、貯金 6 倍、借金 2 割減である。人口減少の問題点は何であるか市長の考えを伺う。

⑭

リハビリテーションカレッジ島根への公的支援と地域間の財政バランスについて、支援をしないでなくなる場合と、例えば 1 億円支援をして継続した場合と CBA はどのようなになるのか伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

三隅町にある「リハビリテーションカレッジ島根」への早急な公的支援について伺います。

同校は存続に向けて並々ならぬ自助努力を続けています。関連企業を通じて海外輸出などを見据えた独自の収益プランを立て、自ら財源を確保しようと必死に動いています。

ここで、市の財政と地域間バランスの視点から申し上げます。三隅地域は、火力発電所 1 号機による 30 億円の固定資産税に加え、2 号機が稼働したことで新たに 25 億円もの税収が上がっています。合併時の町の貯金の吸収や特別工業水道の 4 億円などを含めれば、三隅地域が本市にもたらしている税金収入は 100 億円近くに上ります。

三隅の住民の地域感情からすれば、地元の宝であり、地域の医療・経済を支える学校に 1 億、2 億の援助をしてくれないのかと嘆くのは当然のことです。これまでの三隅地域の貢献度、行政投資のアンバランス、そして現在学校が行っている自助努力を総合的に鑑みれば、リハカレへの 1~2 億円の補助金を出すことは、バランスが取れるところか、まだまだ市からの還元が足りないくらいではないのでしょうか？市として速やかにリハカレへの補助金交付を決断すべきと考えますが、市長の明確なご答弁を求めます。

⑮

子どもへの補助(家庭保育・給食無料)について、家庭保育に同額の補助をした場合、①市の負担のみ②県分も合わせて③国県分も合わせての3パターンでCBAはどうなるか伺います。

以下、参考資料

■ 6月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

家庭で子どもを育てることに対する補助を拡充することで、保育園に子どもを預ける家庭が減少する可能性があります。これにより、保育士への過度な負担が軽減され、保育士不足が緩和され、保育施設で働く保育士の人数に余裕が生まれる可能性があります。家庭保育の普及や補助の導入により、保育施設への依存度が下がることで、余剰を活用すれば保育時間の延長や夜間保育を実現しやすくなり、働く環境の改善にも繋がります。

この家庭保育制度を作ることにについて市長の考えをお聞きしたい。

⑩

平成 30 年 12 月の飲酒運転の処分「処分一覧表」の漏れについて、急に開示されたり、アンバランスだったり一貫性がないが、市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

不祥事の公表や処分一覧表は、行政の透明性と市民への信頼を担保する極めて重要な公文書です。過去(平成 30 年 12 月)の飲酒運転事案において、もし処分一覧表への掲載漏れや記載の不整合があったとすれば、組織的な隠蔽を疑われかねず、公文書管理のあり方としても重大な問題です。その事実関係を質し、再発防止と信頼回復の徹底を求めますが、市長の考えを伺う。

⑪

年配者はもちろん、職員にもわからない英語カタカナ表記を控えることについて職員がわからないのに市民に対応させるのはやめた方がいいのではないかなと思うが、市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

行政文書や広報誌、計画書に「カスハラ」「DX」「ウェルビーイング」「ダイバーシティ」「SDGs」といったカタカナ・アルファベット専門用語が溢れています。これらは高齢者だけでなく、現場の職員ですら正確な意味を理解せぬまま「流行り言葉」として使っているケースが散見されます。市民に開かれた、誰一人取り残さない行政を目指すため、日本語への言い換えや丁寧な解説を義務付けるべきだと考えますが、市長の考えを伺う。

●

一般質問発言通告書

議席番号 2 番 氏名 今田 実延

答弁を求める者

(○をつける)

市長

教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

- 1 島根あさひ社会復帰促進センター第1期事業の成果と当センターを活かした今後の地域振興について

島根あさひ社会復帰促進センターについて、平成20年10月から開所し、令和8年3月末で第1期事業が終了し、同年4月より第2期事業がスタートしている。島根あさひ社会復帰促進センターは全国でも4例しかない官民共同運営の施設で、単なる刑事施設ではなく、地域・国・民間が連携した「島根あさひモデル」として設置された施設である。第1期事業の成果や浜田市にもたらした効果について検証するとともに、PFI事業から公共サービス改革法に基づく事業へ移行した今、浜田市は当施設を今後の地域振興にどのように位置付けていくのか伺う。

(1) 人口・定住への効果について

- ① センターの設置・運営を直接的な要因として、浜田市に転入した職員・関係者の人数、世帯数、子どもの人数をどの程度把握しているのか伺う。
- ② 旭地域の人口維持や地域コミュニティへの効果を、市はどのように評価しているのか伺う。

(2) 雇用・地域経済への効果について

- ① 第1期事業によって、市内雇用がどの程度生まれ、市内事業者への発注や消費など、地域経済にどの程度の効果があったかについて伺う。

(3) 農業振興及び産業振興への効果について

- ① 農地の利用、農業者への経済効果、農業技術の継承など、本市の農業振興にどのような効果があったと評価しているのか伺う。
- ② 刑務作業を通じて、本市の産業振興にどのような効果があったと評価しているのかを伺う。

(4) 地域との共生について

- ① 石州和紙、神楽面、石見焼など、本市の地域資源を活用した取組が行われてきたが、こうした活動が地域文化の継承や地域住民との交流にどのような効果をもたらしたと考えているか伺う。
- ② パピープログラム、文通プログラム、ホースプログラム、彼岸花の植樹等の各プログラムが本市に与えた効果について伺う。

(5) 出所者の就労・住居確保と浜田市への定着について

- ① 出所者の就労や住居確保は、浜田市の人口減少・人手不足・農業担い手不足解消に大きく貢献できると考えるが、市の認識を伺う。

(6) 再犯防止に向けた地域との連携について

- ① 当センターは、全国においても先進的な取組を実施している施設であり、浜田市としても「人材の再生のまち」として位置付ける必要があると考えるが、市の認識を伺う。
- ② 第2期事業において、当センターを今後の地域振興にどう発展させるか市の認識を伺う。

2 浜田市防災行政無線の更新について

令和8年8月7日より変更された防災行政無線について、防災行政無線は災害時に市民一人ひとりへ必要な情報を確実に届けるツールであるとともに、市民にとっては時間の把握や一日の始まりの合図として生活の一部となっており、今回の更新による内容変更への反響は大きいものとなっている。

(1) 防災行政無線更新後の効果検証について

- ① 次期防災情報システム整備によって、旧システムと比較した改善点について伺う。
- ② 音声の「聞こえる・聞こえない」だけでなく、「内容まで正確に聞き取れる」状態に改善されたか伺う。
- ③ 放送時間や放送内容については、何を基準に決定されたものなのかを伺う。
- ④ 更新後の効果検証及び放送時間や放送内容の見直しの有無について伺う。

発言No. 3

受付No. 10

令和8年8月19日

14:30 受付

一般質問発言通告書

議席番号 1 番

氏名 西田 一平

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 食文化を軸とした観光消費拡大に向けた都市内回遊の促進と移動環境の改善について

(1) 食文化を生かした魅力発信とエリアごとの役割づくりについて

① 浜田市は全国有数の水産都市であり、豊かな農林水産物に恵まれている一方で、それらの魅力が「新鮮な魚」「おいしい食材」といった素材として語られるにとどまり、「浜田の食文化」として十分に発信・蓄積されていない面があると考え、市長の基本認識を伺う。

② 浜田市が「食材のまち」から「食文化のまち」への転換を目指すのであれば、来訪者にとって「今の旬の魚は何か」「どこで浜田らしい食を体験できるか」といった情報が分かりやすく伝わるのが重要であると考え、食の魅力を観光消費や滞在につなげるための情報発信のあり方について、市長の見解を伺う。

③ 旧市街地、市役所周辺、新町、栄町周辺及び駅周辺など、市内の飲食集積エリアがそれぞれ異なる特徴を有していることを踏まえ、各エリアの個性や役割を意識した食の魅力発信やブランディングを進める必要があると考え、市長の見解を伺う。

(2) 旧市街地と駅周辺等をつなぐ都市内回遊と滞在環境の整備について

① 浜田市においては、旧市街地と駅周辺側で飲食の集積や雰囲気がかかれていますが、これを弱みとしてではなく、それぞれの個性を生かした回遊や滞在の魅力として編集していく視点が重要であると考え、市長の認識を伺う。

② 来訪者が旧市街地、市役所周辺、駅周辺、観光拠点、飲食店等を回遊するに当たり、移動手段、位置関係、所要時間等が十分に分かりやすく示されておらず、回遊、滞在、消費の機会損失につながっている面があると考え、市長の認識を伺う。

③ 観光客にとって1泊にとどまらず、旧市街地と駅周辺等の双方を楽しめる滞在環境をつくる観点から、回遊ルートの整理、案内機能の充実、移動支援等について、実証的又はモデル的に取り組む考えはあるか、市長の見解を伺う。

(3) 食文化施策とランドデザインをつなぐ先行実施について

① 浜田駅周辺ランドデザインの策定が進められる中であっても、食文化の発信、都市内回遊、滞在環境の改善については、将来像の整理とは別に、先行して着手できる取組があると考え、市長の見解を伺う。

② 現時点のランドデザインの対象エリア外となる市役所周辺、新町、栄町周辺についても、食文化を生かした観光消費拡大や都市内回遊の観点から一定の役割を有すると考えるが、駅周辺との接続や役割分担をどのように認識しているか、市長の見解を伺う。

③ 食文化プロジェクト、お魚市場、三桜酒造跡地等での取組を、単発の事業やイベントにとどめず、来訪者の回遊、滞在、消費行動につなげ、その効果を検証しながら今後の施策や関係計画にも反映していくことが重要であると考え、市長の見解を伺う。

発言No. 4

受付No. 6

令和8年8月18日

10時35分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 19番

氏名 佐々木 豊治

答弁を求める者

☐ 市長

☐ 教育長

☐ 監査委員

☐ 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

☐ 農業委員会会長

☐ 固定資産評価審査委員会委員長

☐ 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. ひきこもり支援について

- ① 7月に会派視察でひきこもり支援について、宇部市、並びに事業を委託されているNPO法人「ふらっとコミュニティ」に視察に伺った。

現在、宇部大学名誉教授で、ふらっとコミュニティの理事長である山根先生が実施されている取組は「山根モデル」と言われ、全国でも注目され多くのマスメディアでも取り上げられている。

家族への支援からはじまる4段階のアプローチで、社会参加につなげる取組は、県外からも相談が殺到しているようで、疲弊した家族に手を差し伸べておられ、藁をもつかむ思いで私たちにたどりつかれたのにお断りすることはできないと、対応されている。

基本となる心理教育には多くの受講者が参加され、島根県からの参加もあるようだ。また、宇部市をはじめ県内3か所に本人たちへの居場所を設置されている。

当日は、様々な相談対応の具体例を紹介していただきながら、ひきこもり支援の課題や本質的な改善事例など伺うことができ、ぜひ家族や支援をされている方々への情報提供ができたかと強く感じたところだが、所見を伺う。

- ② 山根先生は全国各地域にも出向かれ講演会なども行っておられるようで、ぜひ当市や当圏域にもお招きして講演会など実施できるような検討をすべきと思うが、所見を伺う。

2. リンパ浮腫支援について

- ① がんの術後に発症するリンパ浮腫という重い後遺症に悩まされ、孤立している患者が少なくなく、全国患者数は15から20万人と推定されている。リンパ浮腫は、乳がんや子宮がん、卵巣がん、前立腺がんなどの手術でリンパ節を切除したり、放射線治療を受けたりした後にリンパ液の流れが滞ることで、手や足が象のように著しく腫れ上がる疾患である。

リンパ浮腫に対する現状認識と市内患者の状況を伺う。

- ② リンパ浮腫を発症した患者は、一度発症すると完治が難しく、放置すれば重症化し、激しい痛みや発熱を繰り返すなど、日常生活や就労に深刻な支障を来す。また、重い荷物が持てない、長時間同じ姿勢を続けることが困難である、治療や症状コントロールのために日中に弾性着衣の脱着やケアを行う空間が必要であるなど、日常生活はもちろん就業時にも制約を生じる場合もある。

さらに、周囲にも病名を打ち明けられずに孤立するなど、精神的なダメージも大きくなる。

そこで、リンパ浮腫という疾患の特性等を広く周知・啓発することが必要でリンパ浮腫患者の相談体制も強化すべきと考えるが、所見を伺う。

3. 石見神楽保存・拠点施設整備について

- ① 今回のアンケートの結果を今後どのような過程で生かしていこうとされているのか伺う。

- ② アンケートに付けられていた資料編の書面では整備費31億円の基本案に合わせ、圧縮案など3案が示されているが、アンケートでは31億円の整備のみの問いとなっている。3案提示しなかったのはなぜか。

- ③ これまでも検討されてきた他施設との複合の案になると、さらに経費は削減されると思うが、所見を伺う。

4. 学校給食費の負担軽減事業について

- ① 今年度から、小学校児童の給食費について、一人 5,200 円が国から交付され、保護者の負担軽減が実施されている。

3月定例会議の予算決算委員会でも取り上げたが、学校に行けない児童との不公平が生じるのではないかと質疑したが、「国の一律の基準はなく判断は自治体に委ねるとされている」とのことだった。今後、他の自治体の確認など研究をするとのことだったが、対応の現状を伺う。

5. 投票支援の取組について

- ① 高齢化などで投票所までなかなか行きにくい、公共交通もない、自家用車もなかなか運転できないということで、行けない人がどんどん増えていくことが想定され、これまでも何度もこの投票支援の取組を伺ってきたが、投票に行きたくても行きにくい実態の受け止めについて伺う。

- ② 最近行われた選挙の投票率についての評価を伺う。

- ③ 浜田市が他地域に先駆けて実現された移動投票所について、同様に取り組む自治体も全国的に増えているようだが、その状況についてどのように受け止めているか伺う。

- ④ 移動投票所の取組は、投票支援にとっても有効な手段と思う。

現在、浜田市が行っているのは投票所の統廃合を行った地域への期日前投票として実施しているが、それ以外の地域での実施が検討できないか伺う。

令和8年8月14日

9時00分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 10 番 氏名 沖田真治

答弁を求める者 (○をつける) 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

1. 今後のまちづくり政策について

(1) これまでの地域づくりと、これからの支援のあり方について

まちづくり総合交付金をはじめとする地域単位への支援は、これまでの地域活動や地域の特色を支える役割を果たしてきた。一方、制度創設から長い年月が経過し、人口構造や地域の担い手など、当時とは地域を取り巻く環境が大きく変化している現状を踏まえ以下のとおり質問する。

- ① 現在のまちづくり総合交付金制度をはじめとする地域づくりに係る支援について、市としてどのような成果があったと評価しているのか伺う。
- ② 人口減少や高齢化、担い手不足など地域を取り巻く環境が大きく変化する中、これまでの仕組みを維持するだけでなく、今後の地域の実情に応じた支援のあり方を変えていく必要があるのではないかとと思うが、市としての考えを伺う。

(2) 複雑化する地域課題に対応する、まちづくりの仕組みについて

人口減少や高齢化が進む中、買い物、通院、移動、独居高齢者への支援など、これまで地域で担ってきた課題についても、地域の担い手が減少し、地域だけでは対応することが難しくなっている。

こうした課題を行政がすべて担うことも、人員や財政の面から限界があり、地域と行政の双方が限界を抱える中で、従来の地域単位の取組に加え、地域内外の人や民間等の力をどのように取り入れ、これからの地域課題に対応していくかを考えた政策が必要であると考え以下のとおり質問する。

- ① 担い手の不在、高齢化により、地域だけでは解決、完結できない課題が増える中、これからの地域づくりにおいて行政はどのような役割を担うべきと考えているのかを伺う。

- ② 地域だけでは課題の解決を担えない、行政にも人員や財源の限界がある中、これまでのように地域活動そのものを支援することを中心とするのではなく、地域が抱える課題を把握し、地域内外の人や資源をつなぎ、解決に向けて地域をマネジメントできる人材を育成・確保する方向へ、支援のあり方を転換していく必要があると考えるが、市としての考えを伺う。
- ③ 今後、さらに高齢化が進むことが予想される中、買い物、通院、移動、独居高齢者への支援など、地域が抱える課題には、まちづくりという枠組みだけでは対応することが難しいものも増えてくるように思う。福祉や生活支援などの分野の人員、財源などの行政資源が限られる中、今後は、まちづくりと福祉を所管ごとに分けて考えるのではなく、連携し地域課題に向き合うことを強化させる必要があると考えるが、市としての考えを伺う。

(3) 浜田市にある価値と、これからの「人への投資」について

人口減少や少子高齢化が進む中、人口増加や企業誘致など、従来の成長を前提としたまちづくりだけでは、浜田市の将来を描くことは難しい。だからこそ、ないものを求め続けるのではなく、既に浜田市にある暮らしや環境、人とのつながりなどを見つめ直し、そこに新たな価値を見いだすことで、浜田で暮らす満足度を高めていくことにつながるのではないかと考える。

そのためには、地域課題を自ら見つけ、考え、行動する人が増えることが重要であり、そうした人材を育て、活動を支えることが結果として地域の新たな価値を生み、浜田に暮らすことの満足度を高めることにつながるものであり、そのためには人への投資が重要になると考え以下のとおり質問する。

- ① 人口増加や企業誘致など、従来の成長を前提としたまちづくりに加え、浜田に既にある暮らしや環境、人とのつながりなどの価値を見つめ直し、それを市民の暮らしの豊かさにつなげていくことを、今後のまちづくりの政策の柱の一つとして考えていくべきと考えるが、市長の考えを伺う。
- ② 今後、人口減少や高齢化の進行に伴い、福祉や生活支援など行政が担うべき分野に、より多くの人員や財源が必要となることが想定される。その一方で、住民が自ら考え行動し、地域課題に取り組むことができれば、限られた行政資源を必要性の高い分野に振り向けることにつながるかと考える。
「人への投資」を実効性のあるものにするため、地域で「やってみたい」と思う人を発掘し、その思いを具体的な活動につなげ、継続的に支援するための仕組みについて、行政組織に限らず、民間を含む多様な主体の活用や、他自治体の取組事例も参考にしながら、浜田市として検討する考えはないか伺う。

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 21 番 氏名 西 田 清 久

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 ブータン王国との今後のつながりについて

① 市長は今年10月に、美術教育支援の視察にブータン王国を訪問されるが、ブータン王国と浜田市とのつながりは、石州和紙のつながりから始まって現在までに築かれた絆も多くあると思う。どのような展望をもって訪問されるのか所見を問う。

2 終活支援条例・おひとりさま支援条例について

① 会派視察で訪問した神奈川県大和市では、近年社会問題となっている高齢者の孤立や身寄りのない方々の増加により、「おひとりさま支援課」を設置し、事業を推進していく中で、「終活支援条例」、「おひとりさま支援条例」を制定し、高齢者などのおひとりさまが、孤立することなく日々の生活を送れるようにされている。

浜田市においても同様の環境にあると思うが、条例制定について所見を問う。

3 浜田市の医療 MaaS とオンライン診療の実現について

① 医療 MaaS については、医師不足や財政面での課題があると思うが、オンライン診療の可能性は高いと思う。国保診療所等を活用したオンライン診療ネットワークを構築する考えはないか問う。

4 浜田市にあるもの（資源）を最大限活用する取組について

(1) リハビリテーションカレッジ島根について

① リハビリテーションカレッジ島根については、中国電力三隅火力発電所とともに旧三隅町が誘致し、平成10年にオープンした福祉系の学校であるが、さまざまなことを乗り越えて現在がある。経営的には極めて厳しい環境にあると思うが、約200名の学生が浜田に通い、暮らし、また地域の要望には積極的に協力されている。

理事、経営陣もかなり変わられたが、市としてのリハビリテーションカレッジ島根の存在をどのように認識しているのか問う。

(2) 美又温泉うるるのオープンについて

① 「美又温泉うるる」が12月にオープン予定だが、新たな地域資源の魅力を最大限発信し、地域内外の多くの観光客にも来訪の期待が大きい。

観光客の期待を裏切らないためにも、飲食やソフト面のサービス『おもてなし』の提供が重要に思うが、市の考えを問う。

(3) 浜田市の生活文化資源の価値について

① 8月下旬に3泊4日で一般財団法人「日本国際協力センター」のマネジメントで日本政府（外務省）が推進する青少年交流事業が行われた。浜田市には、エジプトから高校生25名が訪れホテルや民泊で浜田の文化や田舎暮らしを体験した。

アフリカの次世代を担う青年が、交流を通じて日本人との相互理解を促進することを目的に行われた事業だが、浜田を選ばれたことについて市長の所見を問う。

(4) 浜田遺産制度の制定について

① 岩手県遠野市の「遠野遺産制度」は、市民自らが地域の有形・無形の宝を発掘し、次世代へ継承することを目的として創設された制度で、市民参加型の文化財保護・地域づくりの施策として全国的にも注目されている。

国や県の指定文化財とは異なり住民の愛着や主体的な保護・活用を重視する「ボトムアップ型」の地域遺産であり、浜田市としても大変参考になる制度であると思うが、所見を問う。